

福祉のまちづくりの推進について

1. 福祉のまちづくり条例について

大阪府では、全国に先駆けて、平成 4 年 10 月に大阪府福祉のまちづくり条例を独自に制定し、その後、時代の変化や府民の要請に的確に応えるべく改正を行ってきました。現在の条例の規定は、平成 21 年の条例の位置づけを「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」によるものにするなど、所要の改正を行ってきたものの、対象施設・基準については、平成 15 年に大きく見直してから既に 10 年が経過しており、社会情勢の変化から生じる課題に対応するため、条例を一部改正します。（平成 26 年 1 月 26 日公布、平成 27 年 7 月 1 日施行）

(1) 基準適合義務対象となる建築物の用途・規模（H27.7.1 施行）

表 1：改正福祉のまちづくり条例の対象施設（建築物）

※下線部は、今回改正した用途

用途区分	義務のかかる規模
学校	すべて (集会場は最大室 200 m ² 以上のものに 限る。)
病院又は診療所	
集会場又は公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）	床面積の合計 500 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
展示場	
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	
ホテル又は旅館	床面積の合計 1,000 m ² 以上
体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場	
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	床面積の合計 2,000 m²以上又は住戸の数 20 以上（※）
共同住宅	
寄宿舎	
公共用歩廊	床面積の合計 2,000 m ² 以上

※ただし、2,000 m²未満かつ 20 戸から 49 戸においては、地上階にある住戸の出入口（地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口）までのバリアフリー化のみ求める。

(2) 対象施設の改正ポイント（H27.7.1 施行）

～ 共同住宅・自動車修理工場の基準適合義務対象規模等の見直し

- ①共同住宅：高齢化社会への対応や障がい者の地域移住の観点から、基準適合義務対象規模の引き下げ
 - ・ 2,000 m²以上又は 50 戸以上から 2,000 m²以上又は 20 戸以上に引き下げます※。
- ②自動車修理工場：不特定かつ多数の者が利用するものに限る。

(3) 基準の改正ポイント（H27.7.1 施行）

～ バリアフリー法に追加した府独自の基準を一部改正します。

- ①公衆便所の乳幼児向け設備の適用規模の見直し
 - ・ 公衆便所における乳幼児向け設備の設置についての適用規模を、1,000 m²以上から 50 m²以上へ引き下げます。
- ②共同住宅および寄宿舎等における介護ベッド等の設置規模の見直し
 - ・ 共同住宅または寄宿舎等における共用便所に対する規定（10,000 m²以上に適用する規定に限る。例：介護ベッド）の適用は一室の床面積が 200 m²以上の集居室を設ける場合に限定します。

2. 交通バリアフリーの取り組みについて

(1) バリアフリー基本構想の作成等の促進

～ バリアフリー法に基づき市町村が作成する基本構想の作成や見直しを促進します。

- ・ 公共施設等が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的とし、市町村が作成するバリアフリー基本構想の作成やスパイラルアップ（継続的見直し）を促進します。（33 市町において作成済み）

(2) 既存駅舎の移動等円滑化のための取り組み

～ バリアフリー法基本方針に基づき、既存駅舎の移動等円滑化を促進します。

- ・ バリアフリー基本構想の重点整備地区内における利用者数 3,000 人/日以上既存駅舎における、エレベーター設置による移動等円滑化について、国、地元市町と協調し鉄道事業者への補助を行います。（府内 3,000 人/日以上 429 駅のうち 380 駅（約 88%）で段差解消済み）

3. 条例ガイドラインの作成について

条例ガイドライン（仮称）の作成

～ 条例の趣旨や建築物等の設計時における配慮事項等をまとめた「条例ガイドライン」を作成します。

- ・ 福祉のまちづくり条例の理念や趣旨・目的、国や条例に規定する基準等を記載し、条例に規定する建築物等都市施設の設計時や維持管理時における配慮事項等をわかりやすくまとめた「条例ガイドライン（仮称）」を当事者参加のもと作成します。